

2020年9月14日

各位

中井忍事務所

名誉棄損に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ

当事務所は、今般、下記のとおり、損害賠償請求訴訟(以下「本訴訟」といいます。)を提起しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本訴訟を提起した裁判所および年月日

東京地方裁判所 2020年9月14日

2. 本訴訟を提起した者(原告)

名称:中井忍

3. 本訴訟を提起した相手方(被告)

名称:矢野賢四

4. 本訴訟の内容および請求の金額

(1) 訴訟の内容

損害賠償請求

(2) 請求金額

430万7852円

5. 本訴訟の提起に至った経緯等

インターネットで閲覧可能な掲示板「爆サイ」などにおいて、中井忍が「詐欺事件を起こしている」、「相手を中傷したり脅したりしている」、「ヤフオクで有名な詐欺師」などの虚偽の事実を摘示する複数の投稿(以下「本投稿」といいます。)がなされました。これを受け、中井忍が東京地方裁判所に対して発信者情報開示命令申立を行ったところ、同申立てが認容され、本投稿を行った登録者にかかる電話番号等の開示決定がなされました。そして、その後の調査において、当該電話番号の契約者(以下「本契約者」といいます。)が判明いたしました。

本投稿は、中井忍が「詐欺事件を起こしている」旨の虚偽の事実を摘示するものであり、名誉権等を侵害するものであることから、損害賠償請求訴訟を提起することといたしました。

6. 今後の対応方針

本投稿により、関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様には多大なご心配をおかけしておりますため、今般、本契約者が判明したことを受け、本訴訟の提起に至った次第です。

当事務所は、本投稿以外にも、「詐欺事件を起こしている」ことを示唆する旨のインターネット上の記事または投稿等を確認しておりますが、当事務所が詐欺を行っている事実は一切存在いたしません。当該記事または投稿等は、いずれも具体性に欠け、一見して信ぴょう性が乏しい内容ではありますが、今後も、具体的に虚偽の事実を摘示すること等により名誉権等を侵害する記事または投稿等を確認した場合には、法的対応を含め、厳しく対応させていただく所存であります。

以上